

長野市長 鷺澤 正 一 様

長野市情報公開審査会
会長 柳澤 修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年12月21日付け23秘第51号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が、平成23年6月9日付け23秘第22号で行った行政情報不存在決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申し立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年5月27日付けで、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成23年2月の政策会議 会議録（要旨ではない）又は録音物、会議資料」の写しなどの交付を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 実施機関の決定

本件請求に対し実施機関は、「該当する行政資料が存在しないため」との理由により本件処分を行い、申立人に通知した。（平成23年6月9日付け23秘第22号長野市行政情報不存在決定通知）

(3) 異議申立て

これに対し、申立人は、本件処分を不服として、平成23年7月19日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成23年12月21日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会に対して諮問した。

3 申立人の主張要旨

「異議申立書」及び「反論書」から、申立人の主張は、おおむね次のとおりであ

る。

- (1) 本件処分の通知に際し、実施機関から補足説明（1 政策会議の録音はしておらず、録音物は存在しない。 2 会議記録は、実施機関の担当職員2名が作成したメモにより会議要旨を作成しており、発言すべてを記録した詳細な会議録は作成しておらず、存在しない。 3 会議要旨作成に使用したメモは要旨作成後に廃棄した。）をされたが、申立人は元長野市職員で、在職中の事務経験から考慮するに、市の重要な会議の記録に関し、本件処分は一般的な事務処理として考えられず、到底承服できない。

実施機関の補足説明は不自然で、本件請求に係る文書は存在し、実施機関が隠している可能性がある。

もし仮に本件請求に係る文書が存在しないなら、市民に会議の詳細情報を公開しないことを意図し、故意に不存在をつくりだしている。長野市行政情報取扱規定（昭和60年長野市訓令第1号）（以下「取扱規定」という。）第2条の規定に反し、条例に対する脱法行為であり、情報公開制度の根底を揺るがす極めて悪質な行為である。

重要会議の会議録（要旨ではない）を作成せず、又会議の録音が存在しないというのは考えられず、本件処分を取り消すとの決定を求める。

- (2) 申立人が受け取った処分通知書は「不存在決定通知書」となっているが、条例第11条第2項の規定によれば、不存在はあくまでも非公開の理由の一つで、通知は「非公開決定通知」でなければならない。

また、「不存在決定通知書」は、条例運用の事務の内部的な指針に過ぎない長野市情報公開事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき定められたものであり、市民は知りえないし、実施機関の説明どおりとすれば、この部分は条例に反しており、様式として施行規則に定めるべきである。

4 実施機関の理由説明の要旨

実施機関が、「理由説明書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第11条第2項で、「実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないときは（一部省略、公開請求に係る行政情報を管理していないときを含む。）、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定した上で、公開決定通知書等の作成等については、取扱要領第18条第4号で、「情報が存在していない旨の決定は、不存在決定通知書（様式第8号）による。」とされており、本件処分はこの規定に基づくものである。
- (2) 政策会議及び部長会議については、「長野市庁議規定」（昭和61年長野市訓令第1号）（以下「庁議規程」という。）において、協議事項、出席者などを定めるが、会議録の作成に関する規定は定めていない。

実施機関では、会議での主な意見、結論を要旨にまとめて、任意に会議録を作成しており、会議録要旨で会議全体の流れが確認できると考えるため、詳細な会議録は作成しておらず、発言すべてを記録する趣旨ではないため、会議の録音も行っていない。

会議録要旨は、会議内容の要点に係る記録が目的で、申立人が主張する「会議

の詳細記録を公開しないこと。」を意図するものでない。取扱規定第2条第1項の「行政情報は、事務能率の向上に役立つように正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常にその経過を明らかにしておかなければならない。」との規定は、会議録作成に限定されるのではなく、取扱規定に反した事務処理とは考えていない。

会議録を要旨にしたのは、事務効率と会議録の用途を考慮した上での対応であり、行政に都合の悪い議論を市民から隠すことを意図して、変更したものではない。行政の事務処理は時代の流れに合わせて、内容を見直し、様々な社会的な状況や事務効率を踏まえて、変化するものと認識する。

- (3) 会議メモは会議ごとに作成しており、会議録要旨をまとめるまでは、条例第2条第2号に規定する行政情報と認識される。しかし、会議録要旨の完成後は保管の必要はなくなるものと考え、取扱規定第50条第1項の規定に基づき、随時廃棄したものである。

5 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることなど情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。条例において、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、異議申立てについて判断するものである。

(2) 本件申立てに対する審議事項について

申立人は、実施機関の「会議録要旨以外には、詳細な会議録は作成せず、録音も行っていない」という不存在決定に対して異議申立てをしたものであることから、会議録などの存否について、調査審議する。

(3) 本件行政情報の存否について

市には、公文書を含む行政情報の原則的な取扱いに関し必要な事項を定める取扱規程及び、市政全般の基本方針、重要施策などを協議する会議である庁議について定める庁議規程があるが、いずれにも会議記録の作成を義務付ける規定は存在しない。このため、実施機関においては、様々な会議を開催しているが、会議録作成の要否は、会議内容に応じて所管課が判断している。

他方で市における重要政策などの協議や意思決定を行うための庁議である政策会議、部長会議については、会議録要旨を作成し、さらに部長会議については、市のホームページ上でも資料及び会議録要旨を公表している。

申立人は、市の重要政策などの協議や意思決定の場合でもある政策会議について、要旨ではない詳細な会議録を作成せず、又会議の録音が存在しないことは考えられないと主張するが、現行、市の行政情報の取扱いに関する規程の下では、実施機関が詳細な会議録を作成しないことが事務手続き上不当であるとまでは言えず、本件処分に特別不合理な点は認められないと判断した。

また、庁議の会議録要旨の作成のため利用した職員メモは保管せずに廃棄し、録音記録は存在しないとする実施機関の説明についても、庁議の会議録は、会議内容のポイントを記録する会議録要旨としていることを考慮すれば、不自然な点は特になく、申立人が主張する「実施機関が故意に不存在を作り出している。」との主張までは当たらない。

(4) その他

当審査会は、実施機関が行った公開決定などに対して不服申し立てがなされた場合において、その対象となる行政情報の存否あるいは全部又は一部が非公開情報にあたるか否かを条例の規定の趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、申立人のその余の主張については、本異議申立て事案の調査審議の対象としない。

(5) 結論

当審査会としては、前述のとおり、申立人の「本件請求に係る文書は存在し、実施機関が隠している可能性がある。」とする主張は当たらず、当該公開請求のあった行政情報については、存在しないものと判断した。

以上のことから、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおりと判断した。

6 附帯意見

現在、実施機関が開催する会議の会議録作成については、所管課の判断に委ねられ、その取扱いは統一されていない。その理由として、実施機関は、会議の目的や内容が多種多様であるため、一律に会議録を作成するとの方針を設けることは、事務の効率性や合理性の観点から現実的ではないとの主張を行った。

しかしながら、市の重要な施策の意思決定などを伴う会議は、市民にとって重大な関心事であり、これについて市は市民に対して説明すべき責務を負っている。

公文書等の管理に関する法律第1条では、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」であり、行政文書等の適切な管理等を図ることにより、「行政が適切かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全う」する必要があるとしている。このような観点から、同法第4条では、「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、」一定の事項については、文書の作成を義務づけている。公文書等の管理に関する法律は、地方公共団体に適用されるものではないが、同法第34条では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」としている。

また、前記のとおり条例第1条は、行政情報公開の目的を「市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与すること」であると定めるが、行政の意思決定過程に関する記録を残すことが、このような目的に資するものであることは言うまでもない。

以上のような観点から検討した場合、行政機関が開催する会議の会議録の作成を所管課の個々の判断に委ねれば足りるとすることには問題があると言わざるを得ない。行政機関が開催する会議の目的や内容は多種多様であり、一律に会議録の作成を義務付けることは、事務の効率性や合理性の観点から現実的ではないという点は十分理解できるものの、会議録が意思決定過程の合理性を裏付け、あるいは事後の検証を可能にするという重要な機能を有することに照らすと、意思決定過程に支障をきたさないことを原則として、何らかの指針の策定が必要であると考えられる。したがって、当審査会としては、会議録の作成のあり方について全庁的に検討することを要望する。

また、本件申立ては、平成23年7月19日に提起されたものであるが、市は、本件申立てからおおむね5月を経過した平成23年12月21日に至って当審査会に諮問している。

条例第18条において、不服申立てがあった場合は、諮問しない事由があるときを除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならないとされているところであり、今後、市においては、諮問に係る事務手続きについて迅速かつ適切に対応するよう、十分に留意すべきである。

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
平成23年12月21日 (審査会)	○実施機関から「諮問書」及び「理由説明書」を受領 ○実施機関による口頭理由説明 ○審議
平成23年12月22日	○申立人に「実施機関理由説明書」及び「反論書提出通知」を送付
平成24年1月16日	○申立人から「反論書」を受領及び実施機関へ「同反論書」を送付
平成24年1月23日 (審査会)	○審議
平成24年2月13日 (審査会)	○審議
平成24年3月14日 (審査会)	○審議
平成24年4月10日 (審査会)	○審議
平成24年5月21日 (審査会)	○審議 ○答申